2　長さ百五十メートル以上のばら積み貨物船であつて二千六年七月一日以後に建造されたものは、二重船側外板構造を有するすべての区域において、次の要件を満たさなければならない。

2.1　二重船側外板の主要な補強構造は、貨物倉区域の内側に設けてはならない。

2.2　次の規定に従うことを条件として、外側の外板と内側の外板との間の距離は、いかなる横断面においても、船側外板に対し垂直に測つて千ミリメートル以上でなければならない。二重船側外板構造は、第二―一章第三―六規則及びこれに関連する技術規定に定める検査のために出入りすることができるものでなければならない。

2.2.1から2.2.5までに定める間隔は、クロスタイ、横置フレームの上端及び下端のブラケット又は縦通フレームの端部のブラケットの部分について維持する必要はない。

2.2.1　二重船側構造区域に通ずる通路の最小幅は、管系、垂直はしご等の障害物の部分において六百ミリメートル以上とする。

2.2.2　内側及び外側の外板が横置フレームである場合には、フレームの内側の表面の間の最小間隔は、六百ミリメートル以上とする。

2.2.3　内側及び外側の外板が縦通フレームである場合には、フレームの内側の表面の間の最小間隔は、八百ミリメートル以上とする。貨物倉の長さの平行な部分の外側においては、この間隔は、構造上の形状により必要な場合には、減ずることができるが、いかなる場合にも六百ミリメートル以上とする。

2.2.4　2.2.3及び2.2.5に規定する最小間隔は、内側及び外側の外板の上でフレームの内側の表面を連結する仮定した線の間で測つた最短距離とする。

2.2.5　二重船側外板区域は、トップサイド・ウイング・タンクが取り付けられる場合の当該タンクを除くほか、貨物の運送に使用してはならない。

2.4　比重千キログラム毎立方メートル以上の固体ばら積み貨物を運送する長さ百五十メートル以上のばら積み貨物船であつて二千六年七月一日以後に建造されたものにおいては、

2.4.1　貨物倉の構造は、すべての計画された貨物が構造の安全性を損なうおそれがある損傷を与えることなく、標準的な積込み又は取卸しの設備及び手順により積み込み、及び取り卸すことができるものでなければならない。

2.4.2　船側外板構造と船殻構造の他の部分との間の効果的な連続性が保証されなければならない。

2.4.3　貨物区域の構造は、一の補強用構造部材の単一故障が全体的に補強されたパネルの崩壊につながる可能性のある他の構造部材の連続的な故障に直ちにつながらないようにするものでなければならない。

第七規則　ばら積み貨物船の貨物倉構造の検査

1　千九百九十九年七月一日前に建造された単船側外板構造の長さ百五十メートル以上のばら積み貨物船であつて船齢十年以上のものは、次の検査のいずれかによつて満足すべき結果が得られない限り、比重千七百八十キログラム毎立方メートル以上の固体ばら積み貨物を運送してはならない。

1.1　第十一―一章第二規則の規定によつて要求される検査中の強化された検査計画に基づく定期的検査

1.2　第十一―一章第二規則の規定によつて要求される検査中の強化された検査計画の定期的検査の際に要求されるものと同等の程度のすべての貨物倉の検査

2　ばら積み貨物船は、第二―一章第三―一規則に規定する保守の要件並びに国際海事機関が決議MSC一六九（七九）によつて採択したばら積み貨物船のハッチ・カバーの船主による検査及び保守についての基準（附属書第一章以外の附属書に適用される改正手続に関する条約第八条の規定に従つて採択され、かつ、効力を生ずる同機関による改正を含む。）に適合するものとする。

第八規則　ばら積み貨物船の要件の適合性に関する情報

1　第六章第七規則2の規定により要求される小冊子には、適当な場合には、この章の第四規則から第七規則までの規定に適合していることを示すため、主管庁によつて又は主管庁の名において裏書をする。

2　この章の第六規則及び第十四規則の規定に従い比重千七百八十キログラム毎立方メートル以上の固体ばら積み貨物の運送について課されるいかなる制限も、1に規定する小冊子に明示され、記録される。

3　2の規定を適用するばら積み貨物船は、船体中央部の船側外板の左右両側に、一辺五百ミリメートルの正三角形をその頂点が甲板線の下方三百ミリメートルの位置になるように恒久的に表示し、船体の色と対照となる色で塗装しなければならない。

第九規則　貨物倉の設計上の形状のために第四規則3の規定に適合することができないばら積み貨物船の要件

この章の第四規則3の規定の適用範囲内のばら積み貨物船であつて、千九百九十九年七月一日前に建造され、同規則の規定を満たすため十分な数の横置水密隔壁を有するよう建造されていないものについて、主管庁は、次の要件に従うことを条件として、同規則3及びこの章の第六規則の規定の適用を緩和することができる。

1　最前部の貨物倉について、第十一―一章第二規則の規定によつて要求される強化された検査計画の年次検査として規定されている検査を、貨物倉の中間検査として同規則に定める検査で代替すること。

2　すべての貨物倉又は貨物搬送トンネルに、主管庁又は第十一―一章第一規則の規定に従つて主管庁が認定する団体によつて承認されたビルジ高水位警報器（適当な場合には、航海船橋において可視可聴警報を発するもの）を取り付けること。

3　特定の貨物倉の浸水時に想定される船舶の状態に関する詳細な情報を備え付けること。この情報には、国際安全管理（ＩＳＭ）コード第八節の規定に基づく避難準備に関する詳細な説明を添付し、また、この情報を船員の訓練及び操練のための基礎として用いること。

第十規則　固体ばら積み貨物比重の宣言

1　荷送人は、長さ百五十メートル以上のばら積み貨物船へのばら積み貨物の積載前に、第六章第二規則により要求される貨物資料の提供に加え、貨物比重を宣言する。

2　この章の第六規則の規定を適用するばら積み貨物船は、当該ばら積み貨物船が比重千七百八十キログラム毎立方メートル以上の固体ばら積み貨物の運送に適用するこの章の関連規定のすべてに適合する場合を除くほか、千二百五十キログラム毎立方メートルから千七百八十キログラム毎立方メートルまでの範囲内の比重を有することが宣言されたいかなる貨物についても、信任された試験機関により比重の検証を受けなければならない。

第十一規則　積付計算機

（別段の定めがない限り、この第十一規則の規定は、建造の日にかかわらず、ばら積み貨物船について適用する。）

1　長さ百五十メートル以上のばら積み貨物船には、国際海事機関が採択した勧告を考慮し、ハルガーダのせん断力及び曲げモーメントに関する情報を提供することができる積付計算機を備え付ける。

2　長さ百五十メートル以上のばら積み貨物船であつて、千九百九十九年七月一日前に建造されたものは、千九百九十九年七月一日後に実施される最初の中間検査又は定期的検査の日までに、1に定める要件に適合していなければならない。

3　二千六年七月一日以後に建造された長さ百五十メートル未満のばら積み貨物船には、船舶の非損傷時復原性に関する情報を提供することができる積付計算機を備え付ける。当該計算機のソフトウェアは、復原性の計算について主管庁が承認するものとし、承認された復原性の情報に関する試験のための標準的な状態が当該ソフトウェアに提供される。